

第1章 総則

1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく消防同意及び消防用設備等の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当局が附加した行政指導事項（基準内は★で表示）も含まれている。

これらの指導事項については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

3 新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

(1) 新たに定めた基準又は変更した基準（以下「新基準」という。）の適用は、運用開始日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えその他の工事中の防火対象物については、法令改正に係る事項を除き、適用しない。この場合、従前の基準による。

なお、新基準の規制内容の変化が緩和である場合は、新基準の適用を妨げるものではない。

(2) 法令改正に係る事項を除き、運用開始日以降に、用途の変更、増築、改築、移転、修繕又は模様替え等により新基準の適用が義務付けられるものではない。

4 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、前橋市火災予防条例（平成16年前橋市条例第57号）をいう。
- (7) 条則とは、前橋市火災予防条例施行規則（平成16年前橋市規則第106号）をいう。
- (8) 告示とは、消防法令等の委任に基づき消防局長が定める事項に関する告示（平成16年消防本部告示第7号）をいう。
- (9) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (10) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (11) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (12) 県建基条例とは、群馬県建築基準法施行条例（昭和58年群馬県条例第15号）をいう。
- (13) 県建基細則とは、群馬県建築基準法施行細則（昭和58年9月1日群馬県規則第48号）をいう。
- (14) J I Sとは、日本産業規格をいう。
- (15) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (16) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (17) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (18) 特定主要構造部とは、建基法第2条第9号の2イに規定するものをいう。
- (19) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (20) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (21) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (22) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第61条に規定するものをいう。
- (23) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (24) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (25) 特定防火戸とは、防火戸のうち特定防火設備に該当するものをいう。
- (26) 特定共住省令とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。